

第6章 良好な景観の形成に関する方針

【 景観法 第8条 第3項 】

1. 風景区域毎の良好な景観の形成に関する方針

2. 景観要素別の良好な景観の形成に関する方針

- (1) 軸
- (2) 縁
- (3) 地域
- (4) 集中点
- (5) ランドマーク

3. 重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の選定

- (1) 地区選定の考え方
- (2) 歴史的資源・風致を有する地区
- (3) 自然景観を有する地区
- (4) 都市施設が集積している地区
- (5) 主要な道路・河川に隣接する地区
- (6) 良好な形成を積極的に推進していく地区（景観地区）

4. 重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の方針

5. 木曽川景観協議会の方針

- (1) 現況
- (2) 方針

6. 屋外広告物の方針

- (1) 現況
- (2) 屋外広告物改善率の推移
- (3) 方針

第6章 良好な景観の形成に関する方針

【景観法 第8条 第3項】

1. 風景区域毎の良好な景観の形成に関する方針

第5章 景観計画の区域 の 3. 風景区域 及び 4. 各風景区域の景観要素 で示した風景区域毎のテーマと景観要素の分類結果を受け、ここでは各風景区域の良好な景観の形成に関する方針を定めます。

名 称	良好な景観の形成に関する方針
森の風景区域	田園と歴史の風景区域とコントラストをなす里山の自然景観を維持し、まとまりのある大きな緑の財産として保全・管理していきます。
川の風景区域	木曽川を自然景観の軸として、緑の連続性を確保するとともに、沿岸区域は、この自然景観と調和する景観を形成していきます。
田園と歴史の風景区域	森の風景区域とコントラストをなす広がりある田園景観と、点在する農村集落及び歴史的資源を保全・再生していきます。
まちの風景区域	まちの中に豊かな森を形成していきます。 憩いの場となる安全で美しいまち並みを形成していきます。 【まちの顔】 市民公園周辺、市民会館周辺、J R 鶴沼駅・名鉄新鶴沼駅周辺は市民にも印象深く、また、駅は交通結節点として市外の人の印象を左右する地区です。これらはまちの顔として市内外に本市を深く印象付けるような景観を形成していきます。



緑豊かな木曽川の自然



各務の舞台（村国座）

2. 景観要素別の良好な景観の形成に関する方針

1. 風景区域毎の良好な景観の形成に関する方針 を受け、ここでは景観要素毎の良好な景観の形成に関する方針を定めます。

目標	対象要素	共通方針	森の風景区域	川の風景区域	田園と歴史の風景区域	まちの風景区域	まちの顔
軸は多くの人が利用する通り道です。したがって、そこを通る人が各務原らしさを感じようような景観の形成を目指します。 交通の軸であることから、景観上もわかりやすさを大切にします。 軸は大きな構造物でもあり、多くの交通が生じ、それに沿って大きな建築物が立つ場所でもあります。したがって、これらがその背後、周辺の景観に与える影響について十分配慮したものとなるよう努めます。	自動車専用道路	—	トンネルの入口周辺の山の緑を守り、緑へ向かって走る景観を演出できるよう努めます。	—	北部の山並みや独立峰など本市固有の地形への見晴らしを保全するよう努めます。 緑化などにより構造物が住宅地や自然地の景観に溶け込むよう努めます。	—	—
	国道・県道	本市の個性を際立たせるような沿道景観づくりを目指します。 本市の景観要素がはっきりと認識できるような眺望の保全に努めます。	北部の山並みを本市の個性とし、隣接都市の境界として認識できるよう保全に努めます。	川沿いの道路から水辺や緑地帯への眺望の保全に努めます。	市街地と田園地域の沿道景観の違いがはっきりとわかるような景観の創出に努めます。 市街地との境界に多く見られる屋外広告物を少なくするよう努めます。 広がりある田園景観への眺望の保全に努めます。 本市の特徴である地形の変化が感じられるような景観となるよう努めます。	市街地と田園地域の沿道景観の違いがはっきりとわかるような景観の創出に努めます。 大きすぎる屋外広告物、周囲と調和しない色彩やデザインの建築物などを緑化により隠したり減らすよう努めます。 道路緑化などにより緑あふれる景観を創出するよう努めます。 道路とその沿道の建築物が背後の住宅地や田園地域と調和した景観となるよう努めます。	大きすぎる屋外広告物、周囲と調和しない色彩やデザインの建築物などを緑化により隠したり減らすよう努めます。 道路緑化などによりまちに緑あふれる景観を創出するよう努めます。
	その他主要な道路	各道路の特徴、名前の由来を際立たせるような景観づくりを目指します。 歩いて楽しい道、歩きたくなるような道となるよう努めます。 どこへ向かっているのか、景観に配慮しつつ、わかりやすい情報を示すよう努めます。	—	道路沿道の緑化などにより、水辺と緑とが一体となった景観の創出に努めます。 川沿いの道路を歩いて楽しめるような景観の創出に努めます。 遠くに見える屋外広告物などは街路樹などの植栽により遮蔽することで、良好な景観の創出に努めます。	北部の山並みへの眺望、田園地域、里山や集落地の景観を保全し、同時に、景観を損なうような高層建築物や屋外広告物の立地を制限するよう努めます。 田園地域に分散する歴史的資源などの景観要素を結ぶ軸として歩いたり自転車で行きたくする道づくりを目指します。 ポケットパークなど立ち止まって休める場所をつくるとともに、その景観形成にあたっては田園景観と調和したものとなるよう努めます。 遠くに見える屋外広告物などは街路樹などの植栽により遮蔽することで、良好な景観の創出に努めます。	道路緑化などによりまちに緑あふれる景観を創出するよう努めます。 道路延長線上に見える良好なアイストップ、ランドマークへの眺望を保全するよう努めます。	道路緑化などによりまちに緑あふれる景観を創出するよう努めます。 道路延長線上に見える良好なアイストップ、ランドマークへの眺望を保全するよう努めます。 賑わいを演出しつつ、望ましくない屋外広告物を排除し、統一感、品位のある景観の創出に努めます。 まちなかを歩いて楽しめるような景観の創出に努めます。
	鉄道	—	—	ツインブリッジ周辺の景観に配慮し、市の玄関口としての印象を高めるよう努めます。	沿線の良好な田園景観を保全するとともに、景観を損なうような高層建築物や屋外広告物の立地を制限するよう努めます。	ツインブリッジ周辺の景観に配慮し、市の玄関口としての印象を高めるよう努めます。 沿線住宅の宅地内緑化などにより、緑豊かな都市を印象付けられるような景観の創出に努めます。	まちの賑わいを伝え、乗客が下車したくなるような景観の創出に努めます。

(1) 軸

(2) 縁

目標	対象要素	共通方針	森の風景区域	川の風景区域	田園と歴史の風景区域	まちの風景区域	まちの顔
縁は自然地形を中心とした大きな地形的特徴であり、本市の最も基本的な景観の骨組みとなるものである。これが変わることは、本市の景観構造に非常に大きな影響を与えることになるため、保全に努めます。	みどりの縁	北部の山並み	山並みへの眺望の保全に努めます。	地形はもとより豊かな緑を保全し、隣接する田園と歴史の風景区域との境界が鮮明になるよう努めます。	—	—	—
		独立峰	—	山裾の住宅団地は背後の山並みと調和したものとなるよう努めます。	北部の山並みや独立峰など本市固有の地形への眺望の保全に努めます。	田園地域との景観の調和に努めます。	鵜沼地区のランドマークとして、独立峰への眺望の保全に努めます。
		河岸段丘	—	緑の保全又は、復活により北部の山並みとの調和に努めます。	緑化等で構造物が自然景観に馴染むよう努めます。	田園地域の水平的な広がりある景観と独立峰の立体的な景観とのコントラストの保全に努めます。	—
	水辺の縁	木曽川	—	高低差による広がりある景観を保全し、際立させるような景観の創出に努めます。	田園と歴史の風景区域との境界として、田園と歴史の風景区域を印象付ける田園景観の保全に努めます。	田園と歴史の風景区域との境界として、市街地に入ったことがわかるような景観の創出に努めます。	—
		その他主要河川 (新境川・大安寺川等)	—	場所ごとに異なる川の姿の変化を活かし、表情の違いを楽しめるような景観の創出に努めます。	川上の風景区域との境界として、田園と歴史の風景区域を印象付ける田園景観の保全に努めます。	景観上の調和を乱すような大規模建築物や屋外広告物などの立地を抑えるよう努めます。	景観上の調和を乱すような大規模建築物や屋外広告物などの立地を抑えるよう努めます。
		—	—	河川区域内の植生を保全し、美化に努めます。	川上の風景区域との境界として、田園と歴史の風景区域を印象付ける田園景観の保全に努めます。	景観上の調和を乱すような大規模建築物や屋外広告物などの立地を抑えるよう努めます。	景観上の調和を乱すような大規模建築物や屋外広告物などの立地を抑えるよう努めます。

(3) 地域 ①

目標	対象要素		共通方針	森の風景区域	川の風景区域	田園と歴史の風景区域	まちの風景区域	まちの顔
住宅地、商業地、工業地など機能の違いによる地域の違いがはっきりと表現できるような景観の創出を目指します。 地域ごとに特徴を印象深くすることで、日常生活を送る人々がその地域に誇りを持つような景観の創出を指します。	市の中心となる地域		—	—	川島市民サービスセンターを中心とする地区は、川の風景区域内の中心地にふさわしい潤いある景観の創出に努めます。	—	—	那加、蘇原、鶴沼地区の中心地は本市のまちの中心であり、まちの顔としてふさわしい景観の創出に努めます。
	商業地	商店街	—	—	—	—	小店舗が建ち並ぶ景観は、昔ながらの商店街独特の景観であり、歩いて楽しいまちの素地として保全するよう努めます。 建築物やサインなどのデザインに関するルールをつくり、統一感のある景観の創出に努めます。	木曽川沿岸地域やその周辺の地域では、広がりある眺望を損なうような高層建築物や屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。
		沿道商業地	—	—	—	—	過大で派手な色彩を使用する屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。 周囲の景観に調和しない建築物については敷地内緑化などに努め、建替え時には周囲の景観に配慮したものとなるよう努めます。	—
		大型ショッピングセンター	—	—	—	—	敷地内緑化を積極的に行っている施設については、将来にわたって緑が保全されるよう努めます。 周囲の景観に調和しない建築物については敷地内緑化などに努め、建替え時には周囲の景観に配慮したものとなるよう努めます。	—
	住宅地	農村集落地	—	—	—	農村集落と田園、聖山、河川などの自然景観を一体的な保全に努め、農村景観を乱すような建築物の立地を抑えるよう努めます。 周囲の田園や山並みと調和している建築物の保全に努めます。 既に構築された景観を乱すような建築物は、緑化などでできるだけ周囲に配慮するよう努め、建替え時には周囲に配慮したものとなるよう努めます。 住民などが思い出の中に持つ昔の優れた景観資源を発掘し、それらを活かした景観の創出に努めます。	—	—
		地域固有の現代的な景観を持つ地域	—	テクノプラザⅡ期地区は、北部の山並みに溶け込む景観としつつ、先端技術の拠点を象徴する建築景観の創出に努めます。	河川環境楽園などの現代的な景観が周囲になじみ市民に定着していくよう努めます。	岐阜各務原IC周辺は周囲の景観に配慮した開発を行うよう努めます。 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館や川崎重工ホークースタジアムなどの現代的な景観が周囲になじみ市民に定着していくように努めます。	新境川など既に多くの市民に親しまれている景観は保全に努めます。	—
		地域固有の歴史的な景観を持つ地域	地域の風土に馴染む建築様式を奨励し、その形態の建築物を増やしていくよう努めます。 住民などが思い出の中に持つ昔の優れた景観資源を発掘し、それらを活かした景観の創出に努めます。	萬松園、貞照寺は川上貞奴ゆかりの地として周囲の山々や木曽川の景観とともに保全に努めます。	—	旧東山道、旧中山道沿道に残る歴史的景観は社寺などを核として一体的な保全に努めます。 歴史的な景観を乱すような建築物やサインの立地を抑えるよう努めます。 既に構築された景観を乱すような建築物は、緑化などでできるだけ周囲に配慮するよう努め、建替え時には周囲に配慮したものとなるよう努めます。	旧鶴沼宿は、鶴沼地区のみならず市の代表的な歴史資源として復元に努めます。	—
		住宅団地	—	屋根や壁の色が周囲の景観を乱さないよう努めます。 建替え時には周囲の景観に配慮した建物となるよう努めます。 敷地内緑化などにより良好な景観の形成に貢献している建築物などを顕彰し、維持していけるよう努めます。 生活排水を適切に処理し、自然環境や生態系の保全に努めます。	—	—	—	—

(3) 地域 ②

目標	対象要素	共通方針	森の風景区域	川の風景区域	田園と歴史の風景区域	まちの風景区域	まちの顔
住宅地、商業地、工業地など機能の違いによる地域の違いがはっきりと表現できるような景観の創出を目指します。 地域ごとに特徴を印象深くすることで、日常生活を送る人々がその地域に誇りを持てるような景観の創出を指します。	住宅地	中高層マンションが多い地域	—	—	—	優れた景観資源への眺望の保全のため、眺望線上の高層マンションなどの立地を抑えるよう、高さ制限により保全に努めます。	中高層マンションは、駅前などの中心市街地に立地するよう誘導し、中心地の賑わいある景観の創出に努めます。
		独立峰の土採り部	—	跡地を開発する際は、周囲の景観に配慮した緑豊かな都市をイメージした景観の創出に努めます。	跡地を開発する際に、周囲の景観に配慮した緑豊かな都市をイメージした景観の創出に努めます。	—	—
		用途が混在する地域	—	—	周囲の田園地域と調和するよう、敷地内緑化の推進に努めます。	住宅と工場の棲み分けをし、不揃いのまちなみの解消に努めます。	—
		一般的な戸建を中心とした市街地	—	居住する地域に愛着を持てるよう、地域固有の景観の創出に貢献する取り組みを奨励します。	居住する地域に愛着を持てるよう、地域固有の景観の創出に貢献する取り組みを奨励します。	狭隘道路により建て替えが進まない地域は、公共施設の整備やそれに伴う建物更新により新たな景観の創出に努めます。	—
	工業地	中小工場が集まる地域	—	山裾にある工場は、周囲の緑の景観を乱さないよう敷地内緑化などにより良好な景観の保全に努めます。	—	敷地内緑化などを推進し、潤いある景観の創出に努めます。	—
		大規模工場地域	—	工場内に存在する豊富な緑は今後も保全されるように努め、緑が少ないところについては、今後緑化を推進していくよう努めます。	—	工場内に存在する豊富な緑は今後も保全されるように努め、緑が少ないところについては、今後緑化を推進していくよう努めます。	—
	農地	田園地帯	—	水路の護岸や土手はコンクリートなど人工的なものをそのまま使用することを極力避け、景観に配慮するよう努めます。	北部、西部、稲羽地区に広がる田園は良好な景観資源として保全に努めます。また里山、水路、屋敷林、農村集落など、田園以外の景観資源も併せて保全するよう努めます。	田園が多く残る地域は、今後市街化を推進するか、田園として保全していくのかを検討します。	—
		畑地帯	—	—	鶴沼地区に広がるにんじん畑は本市固有の景観として保全に努め、周囲に存在する伊木山や河岸段丘などものにんじん畑の景観と併せて保全するよう努めます。	水路の護岸や土手はコンクリートなど人工的なものをそのまま使用することを極力避け、景観に配慮するよう努めます。	—
				公共用地は植栽などにより良好な景観の創出に努めます。	敷地内緑化などにより良好な景観の創出に努めます。	公共用地は植栽などにより良好な景観の創出に努めます。	—

(4) 集中心

目標	対象要素	共通方針	森の風景区域	川の風景区域	田園と歴史の風景区域	まちの風景区域	まちの顔
集中心は不特定多数の人が集まり目に触れる場所です。従って集中心自体の景観は、理念に沿った良好な景観の形成を目指します。 集中心からの眺望は、多くの人が共有できるものであり、そこから見える良好な眺望景観は、その保全に努めます。	駅	—	—	—	駅及び駅前の道路など公共空間から見える山の緑など自然景観への眺望の保全に努めます。 駅のホームに立ったときの眺望景観に配慮し、特色ある眺望がある場合はその保全に努めます。 田園景観や歴史的資源がある場合は、それらが感じ取れるような景観の創出を目指します。	駅及び駅前の道路など公共空間から見える山の緑など自然景観への眺望の保全に努めます。 駅のホームに立ったときの眺望景観に配慮し、特色ある眺望がある場合はその保全に努めます。 駅前の住宅は、宅地内緑化などにより緑豊かな都市を感じ取れるような景観の創出を目指します。	駅及び駅前の道路など公共空間から見える山の緑など自然景観への眺望の保全に努めます。 駅のホームに立ったときの眺望景観に配慮し、特色ある眺望がある場合はその保全に努めます。 まちの中心に位置する駅は、市の顔としてふさわしい景観の創出を目指します。
	岐阜各務原 IC	—	—	—	北部の山並みや独立峰など本市固有の地形への眺望の保全に努めます。 緑化などにより構造物が住宅地や自然地の景観に溶け込むよう努めます。	—	—
	公共公益施設	公共公益施設が率先して周囲の景観に調和した建築物を建築し、見本を示せるよう努めます。	—	周囲の緑地と調和するよう、現在の緑を保全するとともに、今後も緑化の推進に努めます。 広がりを持った優れた眺望景観を持つ施設は、そこからの眺望景観の保全に努めます。	敷地内緑化や壁面緑化により周囲の田園景観との調和に努めます。	郵便局、公民館、幼稚園などを含む公共公益施設は、地区の人々が集まる身近な場所として愛着を持てるような景観の創出に努めます。	市役所や市民会館周辺は、市の顔としてふさわしい景観の創出に努めます。 広がりを持った優れた眺望景観を持つ施設は、そこからの眺望景観の保全に努めます。 施設内の更なる緑化により良好な景観の創出に努めます。
	公園 緑地	公園や緑地が『かかみがはら』にふさわしい良好な景観の形成の先導的役割を担えるよう努めます。	周囲の自然に調和するとともに、市民が自然景観に触れられる場として管理するよう努めます。	周囲の水辺に調和するとともに、市民が水辺景観に触れられる場として管理するよう努めます。	周囲の田園や農村景観に調和するとともに、市民が歴史的資源に触れられる場として管理するよう努めます。	各地区の人々が集まり憩う場としてふさわしい景観の創出に努めます。 地区の人々の協力により、きれいで愛着が持てるような公園、緑地となるよう努めます。	新たに整備される公園は市民に良い印象を与えられる施設となるような整備に努めます。 市民公園と周辺の施設や建築物を一体的にとらえ、さらに多くの市民が訪れたくなるような景観の創出に努めます。 市民公園や学びの森などを核に、まちなかに緑豊かな森を創出するよう努めます。
	大規模商業施設	—	—	—	周囲の田園景観を乱すような建築物や屋外広告物は敷地内緑化を進め、周囲の景観に配慮するよう努めます。	賑わい、楽しさのある商業地の景観を活かすよう努めます。 施設内緑化の更なる充実や、統一感あるサインなどにより、景観や環境の質を高めるよう努めます。 光、音などが周辺の住宅地へ与える影響を抑えるよう努めます。	賑わい、楽しさのある商業地の景観を活かすよう努めます。 施設内緑化の更なる充実や、統一感あるサインなどにより、景観や環境の質を高めるよう努めます。

(5) ランドマーク ①

目標	対象要素	共通方針	森の風景区域	川の風景区域	田園と歴史の風景区域	まちの風景区域	まちの顔
ランドマークは際立って本市を特徴づける景観要素であることから、開放感のある眺望景観を確保することにより市内のさまざまな所から見るができるような工夫に努めます。	歴史的ランドマーク	犬山城	—	—	—	—	犬山城への眺望を妨げるような高層建築物の立地を抑えるよう努めます。 木曾川や鶴沼城址、伊木山の自然景観と調和するような市街地景観の保全、形成に努めます。
		鶴沼城址	—	—	—	—	新たな眺望点として犬山城などへの眺望を楽しめる場として整備するよう努めると同時に、鶴沼地区におけるランドマークとして鶴沼城址への眺望も併せて保全するよう努めます。 木曾川沿岸地域やその周辺の地域では、広がりある眺望を損なうような高層建築物や屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。
		伊木山	—	—	木曾川の水辺空間とコントラストをなす一体の緑地として位置づけ、継続的な保全に努めると同時に、生態系の保全にも配慮します。	—	伊木山への眺望の保全に努めます。
		寺社	—	—	新境川とその沿岸の寺社との景観的な結びつきを強めるよう努めます。 地域の歴史の核として寺社を位置づけ、歴史的資産の保全に努めます。 寺社と周囲の景観資源を一体的に捉え、保全するよう努めます。 古くから伝わる伝統文化、芸能などの継承によって生きた景観を守り、育てていくよう努めます。 建て替え時は、建築様式を地域の風土に根ざしたものとなるよう、配慮に努めます。	—	—
	自然的ランドマーク	北部の山並み (うぬまの森・おがせ池周辺含む)	—	—	—	—	—
		独立峰	—	—	—	—	—
それぞれのランドマークは、同時に眺望点でもあり、そこから見える眺望が広がりあるものとなるよう眺望の保全に努めます。			東海自然歩道を活用し、沿道の自然景観を保全、整備するよう努めます。 北山、金比羅山をはじめとする山並みの尾根線、森林の保全に努めます。 山裾の市街地は、周囲の景観を乱すような建築物や屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。 各務原パークウェイ沿いの景観を地域の自然や古くからの言い伝えを踏まえたものとなるよう努めます。	東海自然歩道を活用し、沿道の自然景観を保全、整備するよう努めます。 北山、金比羅山をはじめとする山並みの尾根線、森林の保全に努めます。 山裾の市街地は、周囲の景観を乱すような建築物や屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。 各務原パークウェイ沿いの景観を地域の自然や古くからの言い伝えを踏まえたものとなるよう努めます。	東海自然歩道を活用し、沿道の自然景観を保全、整備するよう努めます。 北山、金比羅山をはじめとする山並みの尾根線、森林の保全に努めます。 山裾の市街地は、周囲の景観を乱すような建築物や屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。 各務原パークウェイ沿いの景観を地域の自然や古くからの言い伝えを踏まえたものとなるよう努めます。	東海自然歩道を活用し、沿道の自然景観を保全、整備するよう努めます。 北山、金比羅山をはじめとする山並みの尾根線、森林の保全に努めます。 山裾の市街地は、周囲の景観を乱すような建築物や屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。 各務原パークウェイ沿いの景観を地域の自然や古くからの言い伝えを踏まえたものとなるよう努めます。	東海自然歩道を活用し、沿道の自然景観を保全、整備するよう努めます。 北山、金比羅山をはじめとする山並みの尾根線、森林の保全に努めます。 山裾の市街地は、周囲の景観を乱すような建築物や屋外広告物の立地を抑えるよう努めます。 各務原パークウェイ沿いの景観を地域の自然や古くからの言い伝えを踏まえたものとなるよう努めます。

(5) ランドマーク ②

目標	対象要素		共通方針	森の風景区域	川の風景区域	田園と歴史の風景区域	まちの風景区域	まちの顔
ランドマークは際立って本市を特徴づける景観要素であることから、開放感のある眺望景観を確保することにより市内のさまざまな所から見るができるような工夫に努めます。 それぞれのランドマークは、同時に眺望点でもあり、そこから見える眺望が広がりあるものとなるよう眺望の保全に努めます。	都市的ランドマーク	木曽川に架かる橋	—	—	各務原大橋や愛岐大橋、ツインブリッジなど特徴のある橋は景観を構成する重要な構造物として捉え、景観的に印象深くするよう努めます。 本市へ入ったことがわかる景観を守り、創るよう努めます。 橋の上、たもとなどから見た景観の保全を図り、同時に、良好な景観を損なうような大規模な建築物や広告物の立地を制限するよう努めます。 大規模な土木構造物である橋は良好な景観の形成に寄与するようものとなるよう努めます。	—	—	各務原大橋や愛岐大橋、ツインブリッジなど特徴のある橋を景観を構成する重要な構造物として捉え、景観的に印象深くするよう努めます。 橋の上、たもとなどから見た景観の保全を図り、同時に、良好な景観を損なうような大規模な建築物や広告物の立地を制限するよう努めます。
		テクノプラザ	—	テクノプラザⅡ期地区は、北部の山並みに溶け込む景観としつつ、先端技術の拠点を象徴する建築景観の創出に努めます。	—	—	—	—
		138タワー	138タワーから見える遠景が、広がりある景観であるよう、市内の景観の保全に努めます。	—	138タワーを見ることができるような見通しのよい本市の眺望景観の保全に努めます。	—	—	—
		河川環境楽園観覧車	観覧車から見える遠景が、広がりある景観であるよう、市内の景観の保全に努めます。	—	観覧車を見ることができるような見通しのよい本市の眺望景観の保全に努めます。	—	—	—

3. 重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の選定

市内には特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区（以下、重点風景地区と呼称します。）が数多く存在しています。ここでは重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の選定の方針を定め、それらの方針に該当する地区を選定します。なお、以下に示す重点風景地区（候補地）は、今後、重点風景地区として指定する際に風景区域の指定を解除するものとし、当該地区を対象とした景観計画を地区ごとに定めるものとします。

※ 重点風景地区は、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域として扱うものとします。

（1）地区選定の考え方

～ 緑豊かな都市にふさわしいシンボルとなる水辺や緑がある ～

まち全体が緑にあふれ、水辺に親しめる緑豊かな都市となるように、既存の自然財産を保全活用する事が重要です。その中でも本市にしかない特徴的でシンボリックな水辺や緑のある場所は、その財産である自然を活用し、守る事が良好な景観の形成上、重要であると言えます。



ツインブリッジから見た木曽川河畔と伊木山

～ 市民の注目度（関心・親しみ）が高い ～

市民アンケートでは本市の景観を“まあまあ良い”と約60%の人が感じています。中でも市民公園、おがせ池、新境川、境川、木曽川、うぬまの森について良い景観として挙げている人が多くいました。

例えば、おがせ池は岐阜県新八景八十勝の人気投票で第1位に選ばれた場所でもあり、また木曽川は名勝木曽川や飛騨木曽川国定公園として国により指定されている地域もあります。新境川は日本のさくら名所100選に選ばれ、百十郎桜、桜まつり等が多くの市民から親しまれています。こういった市民の注目度（関心・親しみ）が高い場所については、良好な景観の形成が重要であると言えます。



おがせ池と桜



加佐美神社の参道

～ 貴重な歴史や風土が残っている ～

旧中山道や旧東山道、木曽川といった道や川は、昔から続く交通路として一部姿を変えていますが、今なお歴史を積み重ねています。また、市内には多くの歴史的遺跡や社寺仏閣を見ることができ、これらにより歴史と文化が感じられます。

歴史的な社寺仏閣では、固有の祭礼も多く見られ、国の重要有形民族文化財に指定された村国座（各務の舞台）では、現在も村国神社の祭礼として、子供歌舞伎が上演されています。同様に、市内には瓦屋根、板塀など落ち着いた趣のある家屋が残る集落が今もあり、まとまりを持った集落では竹林、火の見櫓、社寺仏閣等が合わさり、歴史性と現在まで続く継続性（生活感）が感じられ、印象深い景観となっています。こういった歴史的に形あるものや、伝統、文化といったものと古いたたずまいを有する集落が融和して残る場所は良好な景観の形成が重要であると言えます。



ごんぼ積み（川島地区）

～ 眺望点・眺望景観が優れている ～

本市は南から北に向けて木曽川、低地、各務原台地、美濃山地という変化に富んだ地形となっています。また、特徴的な地形として、独立峰（三井山、伊木山、各務山、川崎山、権現山、不動山、外山、船山、荒井山、長平山等）が多く見られ、平坦な地形の中に点在する独立峰はあたかも海に浮かぶ島のような特徴的な景観であると感じられます。加えて、本市の北西部や岐阜市、関市等の山並みと独立峰とがあいまって、十重二十重に織り成す地形は奥行き感があり、四季の変化に応じて、より印象的な景観を生み出しています。

川島地区の木曽川沿いや木曽川にかかる橋からは木曽川沿岸の緑や、独立峰を含めた雄大な景観や風光明媚な景観が眺められます。独立峰や橋、川などは眺められる対象としても重要ですが、逆に眺めるポイント（眺望点）となり、広がりのある市街地景観や木曽川の河川景観（眺望景観）を眺めることができます。こういった特徴的な自然地形を活かした広がりのある眺望点や眺望景観は良好な景観の形成上、重要であると言えます。



犬山市から見た鵜沼地区と北部の山並み



川島地区から見た138タワー

～ 安心して楽しく歩け、憩える場所がある ～

景色を眺める際には車や電車などの車窓から眺める景観も重要で印象的ですが、ゆっくり味わい、五感を使いながら景観を感じることが大切だと考えます。

例えば、市内には小路で結ばれた竹林や社寺仏閣などが眺められる落ち着いた趣のある集落が今もなお残っており、車の喧騒から開放されてゆったり散策することができます。またこのような地区は、市民は当然ですが市外から訪れる人も安心してゆったり歩くことができ、休憩できる様なゆとりある場所から本市の特徴ある自然景観の表情の変化を楽しみ、また受け継がれた歴史や文化が持つ歴史的景観は、歩き、休憩しながら時の流れを時にはさかのぼるように、今ある景観、歴史の中にある景観を楽しみ味わうことができます。こういったスローなテンポで景観をゆっくり眺め、感じ取れる様に安心して歩ける道やゆっくりくつろげる場所があることは良好な景観の形成上、重要であると言えます。



市民に親しまれる並木道



緑の連続する街路

～ 新しい緑の空間の創造が見られる・望まれる場所 ～

自然の中の水辺や緑はもちろん重要ですが、そのままの自然を市街地に持つてくることは自然にとっても人間にとってもなかなか困難なことです。テクノプラザでは建築物と緑の一体化を目標に、緑の中に建物があるという様な自然と建築物が融和した景観となっています。またJR鶴沼駅は、雑木林風のたたずまいとビオトープの池、ソーラー式LED（太陽熱を利用した発光ダイオード）による修景等、自然を利用した技術、五感に優しいゆったりした時間の流れる駅前広場として自然と共生を図った整備がなされました。

こういった緑豊かな都市を目指す本市では、人々が多く集まる市街地においても、自然との共生を目標に、新しい緑の空間の創造が良好な景観の形成上、重要であると言えます。



JR 鶴沼駅

～ 上位・関連計画によるまちづくりが進められようとしている場所 ～

本市はこれまでに『かかみがはら』の実現に向け、各務原市新総合計画、緑の基本計画、各務原市都市計画マスタープランを策定してきました。この中でも、緑の基本計画を軸とした市民活動や緑豊かな都市の実現に向けたアクション・プログラムの全国都市再生モデル調査（各務原市）パークシステムによる水と緑からの都市再生調査等は、多数の市民参加で進められてきています。

こういった上位・関連計画によりまちづくりが進められようとしている、あるいは進められている場所は景観への配慮も期待でき、また良好な景観の形成が重要な場所でもあると言えます。



地域独自の建築様式（ごんぼ積み）



ライトアップされた学びの森プロムナード



自然を活かした公園整備（シデコブシの丘）



自然を活かした公園整備（学びの森）

（２）歴史的資源・風致を有する地区（候補地）

● 村国座周辺地区

飛鳥時代に建立された村国神社を中心とする地区であり、村国神社内には、国の重要有形民俗文化財である村国座があります。ここでは年に１度、子ども歌舞伎が盛大に演じられ多くの人々が訪れます。これらにより、貴重な歴史的遺跡に加え、昔ながらのたたずまいを残す集落を有する本地区は、本市にとって重要な歴史的風致を有する地区であると考えます。



村国座



神社内を流れる新境川



村国座で行われる子ども歌舞伎

（３）主要な道路・河川に隣接する地区（候補地）

● 日野岩地大野線沿線地区

● 岐阜鵜沼線沿線地区

日野岩地大野線沿線及び岐阜鵜沼線沿線については、将来の沿道型土地利用を見据えて店舗等の立地により利便性も兼ね備えた、土地利用への誘導を図る必要がある地区です。

これらの幹線道路沿道については、土地利用に併せて良好な景観の創出を図っていくことが重要な地区であると考えます。

● 鵜沼西町第二地区周辺地区

鵜沼西町第二地区周辺地区は、各務原市東部、（都）一般国道２１号線と（都）坂祝バイパス線の交差点付近に位置し、北側には近隣商業地区が隣接し、南側には名鉄各務原線鵜沼宿駅が位置するなど利便性の高い地域となっています。

東の商業地域としてふさわしい良好な景観の創出を図っていくことが重要な地区であると考えます。

● 前渡西町地区

前渡西町地区は、南に木曽川が流れ、周囲には田園風景が広がり、一部で低層の住宅景観が眺められます。

既存コミュニティの維持のため、良好な住宅地としての景観形成を図ります。

（４）良好な景観形成を積極的に推進していく地区（景観地区（候補地））

● 各務山周辺地区

各務山は土採りが行われ、今後、工業団地として新たな開発が行われようとしています。この地区がテクノプラザのように緑の多い地区に生まれ変わるよう、美しい景観を創出することが重要であると考えます。



各務山

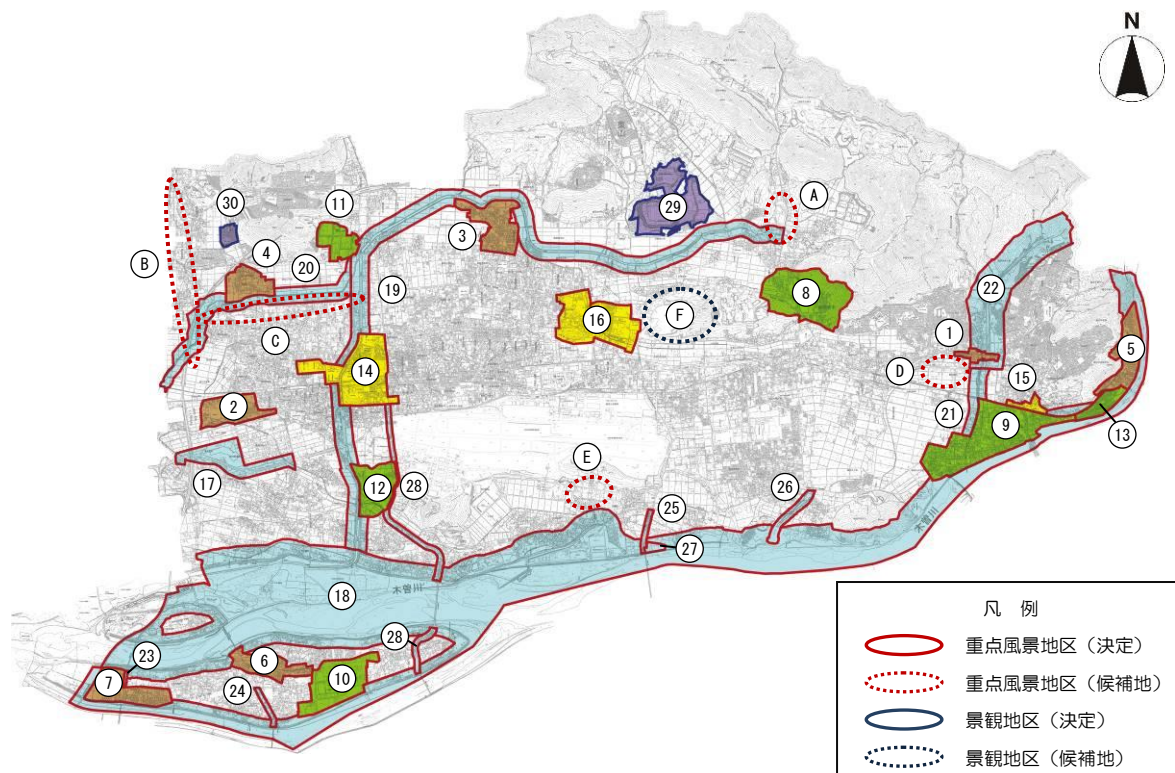
4. 重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の方針

3. 重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の選定を受け、選定した5箇所の重点風景地区（候補地）及び1箇所の景観地区（候補地）の良好な景観の形成のための方針を定めます。

	重点風景地区（候補地）	方 針
歴史的資源・歴史的風致を有する地区	村国座周辺地区	・村国座（各務の舞台）と周辺のまとまった緑、趣のある旧集落の保全と子ども歌舞伎を歴史的景観として継承することを目標とします。
主要な道路・河川に隣接する地区	日野岩地大野線沿線地区	・沿道の一体感や連続性を確保するとともに、緑豊かな景観の創出を図ります。
	岐阜鵜沼線沿線地区	・沿道の一体感や連続性を確保するとともに、緑豊かな景観の創出を図ります。
	鵜沼西町第二地区周辺地区	・東の商業地域としてふさわしい良好な景観の創出を図ります。
	前渡西町地区	・周囲の田園風景と調和し、落ち着いたまちなみ景観の創出を図ります。

	景観地区（候補地）	方 針
良好な景観形成を積極的に推進していく地区	各務山周辺地区	・今後新たな開発が行われる際は、まちなみが各務山と調和するよう建物のデザインや色合いの調和を図り、緑豊かな景観の創出を図ります。

【図6-1：重点風景地区（候補地）及び景観地区】



歴史的資源・風致を有する地区		自然景観を有する地区		主要な道路・河川に隣接する地区	
1	中山道鵜沼宿地区	8	おがせ池地区	17	岐阜各務原 I C 周辺地区
2	中山道新加納立場地区	9	木曽川河畔地区	18	木曽川沿い地区
3	加佐美神社地区	10	エーザイ川島工園地区	19	新境川沿い地区
4	旗本徳山陣屋地区	11	権現山東部地区	20	境川沿い地区
5	宝積寺地区	12	三井山地区	21	大安寺川沿い地区
6	河跡湖公園地区	13	木曽川河畔上流地区	22	坂祝バイパス沿線地区
7	ごんぼ積み地区	都市施設が集積している地区		23	渡橋周辺地区
A	村国座周辺地区	14	都心ルネサンス地区	24	河田橋周辺地区
		15	鵜沼駅前地区	25	愛岐大橋周辺地区
		16	市民会館周辺地区	26	（仮称）新愛岐大橋周辺地区
				27	前渡東町地区
				28	各務原大橋通り沿線地区
				B	日野岩地大野線沿線地区
				C	岐阜鵜沼線沿線地区
				D	鵜沼西町第二地区周辺地区
				E	前渡西町地区
				良好な景観形成を積極的に推進していく地区	
				29	テクノプラザ景観地区
				30	グリーンランド柄山景観地区
				F	各務山周辺地区



Topics 重点風景地区での景観まちづくりの取組

◆中山道鵜沼宿 ～ 人と人とのつながりをめざして ～

中山道鵜沼宿は、中山道69宿のうち東から52番目の宿場町として栄えた地区です。まちなみ再生事業の前からも歴史的建造物は数多く存在していましたが、建替え等により家並みが失われる恐れがありました。また、中山道は、非常に多い交通量により、歴史的な趣とはかけ離れた雰囲気となっていました。

当地区は、歴史的な趣と調和するまち並みの保全と再生を図るため、平成20年8月には景観法に基づき重点風景地区に指定されました。

「中山道鵜沼宿まちづくりの会」は、鵜沼宿の資源を有効活用した歴史的まちなみの保存・創造をはかり、美しい景観を将来へ継承していくことを目的に、平成19年3月に設立され、まちづくりの会議を定期的に開催しています。この会議の意見を踏まえ、平成23年度までに歴史的建築物の修景や復元などのまちなみの再生を行ったり、「歩行者優先の道路」をコンセプトに、通過交通の削減の工夫をし、歩きやすい道路環境を生み出しました。

その後、まちづくりの会において、鵜沼宿脇本陣の管理や、中山道の清掃活動（毎月2回）が行われています。また、来訪者に無料で案内をする「中山道鵜沼宿ボランティアガイドの会」や「中山道鵜沼宿木遣保存会」を組織し、春と秋に開催しているまつりで木遣音頭を披露するなど、地域住民の地域への愛着が高まるとともに、地域の絆づくりや賑わいが創出されています。



出典：平成24年度「手づくり郷土賞」
（国土交通省）に加筆

清掃活動



ボランティアガイド

◆新加納立場地区 ～ カエル伝説でまちおこし ～

新加納立場地区は、中山道69宿の「鵜沼宿」と「加納宿」の間に栄えた間の宿です。関ヶ原の戦いの戦功により旗本坪内利定が設置した新加納陣屋が存在したことで知られています。明治に入り陣屋は解体されましたが菩提寺少林寺を始め、趣のある建造物、神社など歴史的な景観資源が多く残されており、平成19年8月には景観法に基づき重点風景地区に指定されました。

平成22年度からは新加納地区都市再生整備事業計画を実施しており、この事業にあわせ、地域のまちづくり会が発足しました。地域に伝わる『カエル伝説』を軸に次世代を担う子どもたちを巻き込んで新しいまちおこしを始めると、見守り隊の活動、地域の祭りなどにも関心が高まり、世代を超えた住民の絆、「ふるさと」への愛着が深まっています。

「新加納まちづくり会」は、地域が持つ歴史的資産に目を向けた活動であり、自分たちの住む地域を自分たちの手でより良くしていきたいという思いで、未来を担う子供達を巻き込み、新しいまちおこしに取り組んでいます。具体的な活動は、毎月1回の定例会を行い、その他には講演や視察なども行う歴史勉強会、地域の子どもたちに「たけとんぼ」などの遊びを伝える活動を行っています。



出典：中部地方整備局資料に加筆

日吉神社の猫カエル



伝承遊びを伝えるイベント

5. 木曽川景観協議会の方針

平成17年8月に設立した愛知県犬山市と本市による木曽川景観協議会について、今後の方針を定めます。

(1) 現 況

- 犬山市と本市は木曽川を挟んで、互いに景観、風景、景色を見合う位置関係にあります。この木曽川中流域は、日本ラインの渓谷、国宝犬山城、犬山温泉、旧川上貞奴別荘、鵜沼城址、伊木山など日本でも有数の景勝地と観光地であり、その良好な景観の保全、形成には両市が一体となり連携を計りながら施策を展開することが必要不可欠です。



木曽川上流の渓谷美



ツインブリッジ

- この地区は戦前に（旧）史跡名勝天然記念物法により名勝木曽川に、また戦後には自然公園法による飛騨木曽川国定公園に指定されています。しかし、名勝木曽川の区域を包含して宅地開発が実施され、一方、国宝犬山城の対岸に高層マンションが建設されるなど、現在の法規制では今後更に景観が損なわれることが懸念されます。木曽川中流域の河川ならびに河川沿いの地域について両市で連携した実効性のある土地利用規制と、良好な景観を保全・形成をするための方針を定め、加えて行為の制限等のルールを定めていくことが必要です。



鵜沼城址



国宝 犬山城

（２）方 針

犬山市、各務原市の市長などが中心となり、「木曽川景観の保全・創造を図り、美しい木曽川景観を後世に継承すること」を目的として平成１７年８月「木曽川景観協議会」を設立しました。さらに、犬山市・各務原市が連携し、景観施策を展開するため、平成１８年３月に「木曽川景観基本計画」を策定しました。

当協議会は、平成２１年５月に景観法第１５条に定められている「景観協議会」と位置付けられました。



木曽川景観協議会 設立(平成１７年 ８月 ５日)



木曽川上からの景観資源の確認
(第１回 木曽川景観協議会)

（３）活動内容

「木曽川景観」という広域的景観を保全するため、「木曽川景観協議会」は犬山市・各務原市の両市長をはじめ、木曽川を管轄する国土交通省中部地方整備局、用水管理者である農林水産省東海農政局のほか、岐阜県、愛知県と地元関係者の１５人で構成されています。会長・副会長は両市の市長が３年交代で務めることになっています。

活動は、木曽川景観協議会の開催や景観パトロールのほか、地域住民を対象としたワークショップや景観シンポジウムを開催し、木曽川景観の啓発やその保全に努めています。

さらに、平成２５年１１月からは各務原市と犬山市の関係部署による連絡調整会議を設置し、景観法第１６条に規定する届出などについて協議を行っています。木曽川沿いの道路から対岸を見渡して見える範囲における建築行為などに対して両市で協議するというものです。

6. 屋外広告物の方針

屋外広告物について、今後の方針を定めます。

(1) 現 況

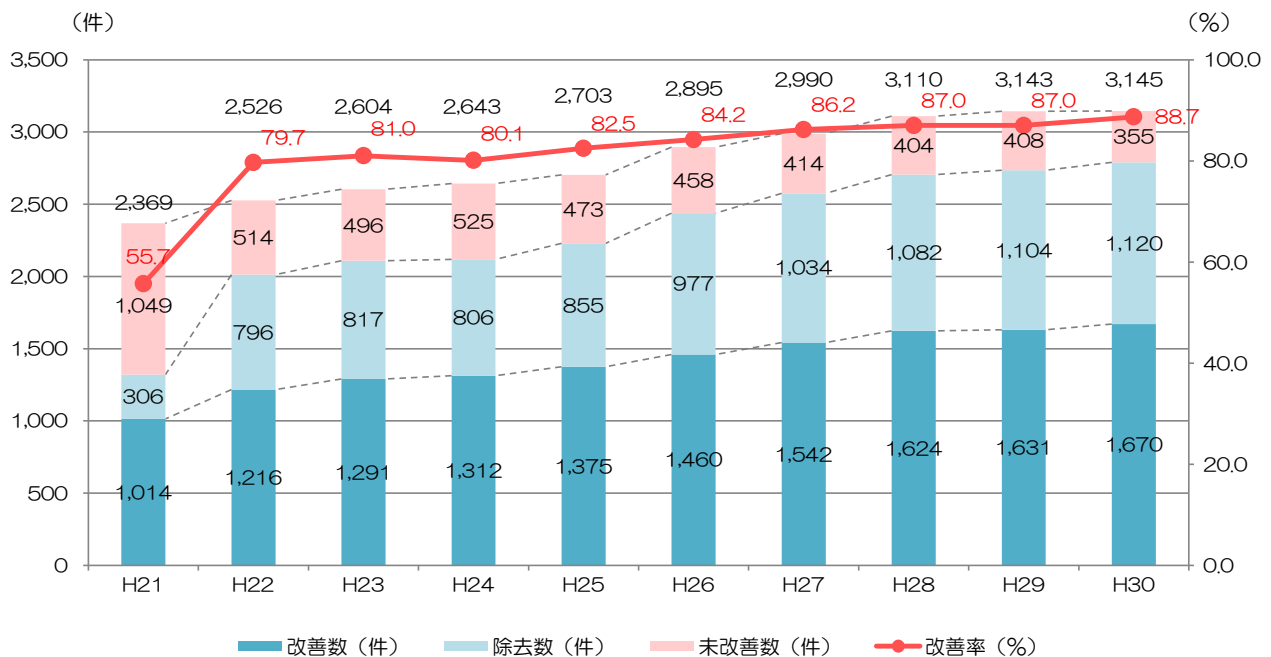
- 都市計画法や屋外広告物法及びその他の関係法律の整備等を規定した景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）により、都道府県は広告物の規制に関する条例の制定に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより景観行政団体である市町村が処理できることになりました。
- 当市は平成17年2月に知事同意による景観行政団体になっており、更には平成17年12月には屋外広告物法 第28条に規定する景観行政団体である市町村の特例に基づき、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部を当市が処理することについて岐阜県から協議を受け、平成18年1月に協議内容について同意する回答をしました。これらを受け、平成18年4月には屋外広告物に関する市条例（各務原市屋外広告物条例）を施行しました。
- 重点風景地区は市内でも特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区であり、屋外広告物の基準（面積、設置可能な屋外広告物の種類など）を定めました。

(2) 屋外広告物改善率の推移

- 平成21年度から平成30年度の10年間で、屋外広告物の指導送付数は延べ3,145件となっており、未改善数は1,049件から355件に減少、改善率は55.7%から88.7%まで改善率が高まっています。

【図6-2：屋外広告物改善率の推移】

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
指導送付数	2,369	2,526	2,604	2,643	2,703	2,895	2,990	3,110	3,143	3,145
改善数	1,014	1,216	1,291	1,312	1,375	1,460	1,542	1,624	1,631	1,670
除去数	306	796	817	806	855	977	1,034	1,082	1,104	1,120
未改善数	1,049	514	496	525	473	458	414	404	408	355
改善率(%)	55.7	79.7	81.0	80.1	82.5	84.2	86.2	87.0	87.0	88.7



(3) 方 針

- 屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、一方で良好な景観の形成に大きな影響を与えることもあります。これらにより、景観行政と屋外広告物行政とを一体的に行うものとし、今後、景観法第8条第2項第4号のイに規定する“屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限”に関する事項を定めるものとします。
- 屋外広告物に関する行為の制限を定めるにあたっては、屋外広告物条例の内容も景観計画に即したものとなるよう改正するものとし、地域の特性を考慮したきめ細やかな規制を行い、良好な景観の形成に努めるものとします。
- 都市計画道路の幹線道路沿線においては、将来の沿道型土地利用を見据えて店舗等の立地により利便性も兼ね備えた土地利用への誘導を図る必要があり、景観形成においても適切な規制誘導を行い、良好な景観の形成に努めるものとします。



看板類の少ない木曾川堤防道路



かえで通り



北部の山並みと田園地域